



## ゆうメール

[差出人] ADD  
 [宛付先] SPS Support 内 ADD  
 〒422-8005 静岡市駿河区池田 220-1

## NEWS LETTER

**vol.43**

2023 July

# もしも家族が認知症になつたら ～家族信託のススメ～



# 家族信託の活用(不動産の場合)

家族信託は新しい相続対策のひとつとして、最近注目を集めています。実際、どういった場合に家族信託が使われるかというと、主に一番活用されるのはご家族の認知症対策です。認知症、もしくは何か事故などで、判断能力が失われた場合、預金を引き出す、物を売却する、といった行為ができなくなります。不動産の場合だと、**売買や修繕などの法律行為**ができなくなってしまうので、**契約を結ぶ**ということができなくなります。不動産を信託すると、『信託で所有権が移転している』ことが登記されますので、第三者に対しても目に見えるようになります。

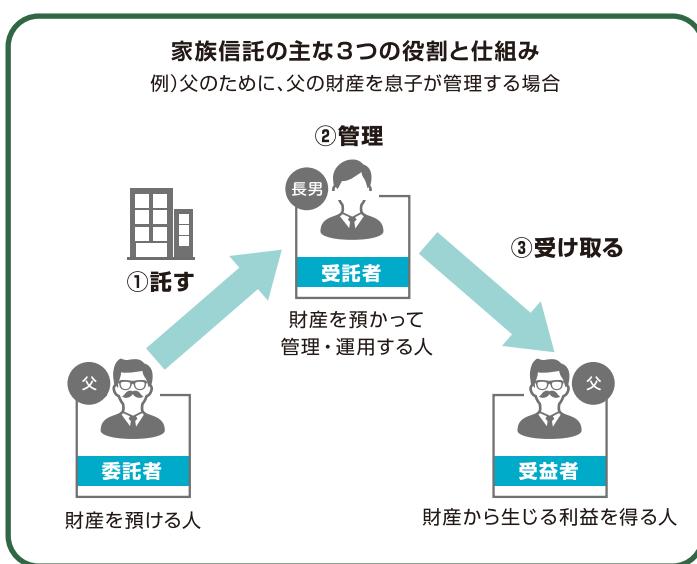
## できなくなることの例

売却 贈与 大規模な修繕 開発

### 信託している旨を登記する

子が主体となって  
契約することが可能

登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇〇〇号	原因 令和〇年〇月〇日信託 所有者 ----- (受託者の名前)



### 贈与税がかからない信託（自益信託）

左の図で示す様に、家族信託には委託者・受託者・受益者の3つの役割があります。委託者と受益者が同一人物の場合、財産を預ける人が引き続き利益を得ることとなり、受託者は飽くまで財産を預かっているだけとなり、**贈与税課税は無し**になります。(ただし、報酬を受け取る場合は所得税課税になります) 受益者は、マンションの収益から生活費を受け取るので今まで通り**確定申告が必要**になります。家族信託は、専門家やご家族と話し合って、ニーズに合った契約を行うことができるのが特色です。まずは、専門家にご相談ください。

(資料提供:日本経営ウィル税理士法人)

税務・経営の意思決定は、様々な判断材料に基づいて行う必要があります。本資料の内容を実行される場合には、専門家等に個別具体的にご相談の上、意思決定ください。本資料をそのまま実行されたことに伴い、直接・間接的な損害を蒙られたとしても、一切の責任を負いかねます。

こんにちは

株式会社アドミニと申します。

株式会社アドミニは、入居率98%超を誇る1988年創業のマンション管理会社です。税務に強い当社だからこそできる知識と経験でマンションオーナー様の大切な資産をお守りいたします。この『NEWS LETTER』では、オーナー様にとって、有益な最新情報を提供してまいります。相続や節税、空室対策、売買など不動産物件に関するご相談がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。



株式会社アドミニ

<https://www.admini.co.jp/>

〒541-0053 大阪市中央区本町2-2-5 本町第2ビル4階  
Tel.06-6271-1500 (代表)

代表取締役 影山 真由美

事業内容 賃貸および分譲マンション管理業務／不動産仲介売買／建築設計監理、企画、立案、工事管理／長期修繕計画の策定と修繕工事のコーディネート、リフォーム／クリニックの設計・施工／エネルギー・マネジメント事業

取得資格 宅地建物取引士／1級建築士／2級建築士／管理業務主任者／建築物環境衛生管理技術者／個人情報取扱主任者／不動産コンサルティング／AFP



お問い合わせ・ご相談ごとなど

担当者直通

090-5052-0039

担当:竹林